

取手市立寺原小学校 いじめ防止基本方針（概要）

目指す児童像

- ◎仲良く励まし合える子
- ◎進んで学習する子
- ◎健康でよく働く子



いじめとは

「取手市みんなでいじめをなくすための条例」

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、成長を促す支援、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結して常態的・先行的（プロアクティブ）な取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

未然防止（いじめをゆるさない学校）

☆児童たちのよさを伸ばす教師

- ・「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、児童の人権や特性を認め、励まし、よさを伸ばす。

☆学年・学級経営の充実

- ・規律があり、思いやりと正義がとおる学級、いじめを生まない、許さない、安心感のある学級づくりに努める。

☆授業における生徒指導

- ・授業の中での学習規律の確立と、互いの考えをよく聞き、認め合うことで、成就感、自己肯定感のもてる授業を展開する。

☆道徳科や体験活動の充実

- ・道徳科を要とした人権尊重などの道徳性の育成と、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性を育成する。

☆児童委員会活動・学級活動の充実

- ・児童が主体的に対話するとともに、互いに協力し、励まし合うことを通して自己有用感をもてる学校行事を実施する。

早期発見（それっていじめかも…）

☆教師と児童の普段のかかわり

- ・きめ細かな観察と何でも話せる人間関係を築く。

☆いじめ防止対策委員会

- ・定例会（月1回）・臨時会でのいじめについての状況把握。場合によっては、適宜行う。

☆取手市いじめアンケート

- ・毎月（夏季休業期間を除く）実態把握をする。

☆家庭及び地域との連携

- ・保護者や学校安全ボランティアの方が気付いたことがあればすぐに連絡をお願いする。

早期対応

継続的支援

対応として次のことをします。

- ☆チーム寺原小として取り組みます。
- ☆事実の確認を丁寧に行い、成長を促す支援を行います。
- ☆いじめを受けた子どもの心に寄り添い、丁寧な支援をします。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆事実を把握し次第、即応的・継続的に支援をします。

相談窓口

いつでも相談してください！

◆寺原小学校

Tel 0297 (72) 0146

◆取手市子育て支援課

Tel 0297 (74) 2141

◆取手市教育総合支援センター

Tel 0297 (63) 4755

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

Tel 029 (823) 6770

◆取手市青少年センター

Tel 0297 (72) 8080

◆子どもホットライン（24時間）

Tel 029 (221) 8181

令和7年度 取手市立寺原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめられる側といじめる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、成長を促す支援、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結して常態的・先行的（プロアクティブ）な取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）→別紙2参照

②児童たちのよさを伸ばす教師のかかわり 等

教師が、「いじめは絶対に許さない」という強い認識をもち、児童の人権や特性を認め、励まし、よさを引き出し、活かし、伸ばすようにする。

③学年・学級経営の充実 等

規律があり安心できる学級、思いやりがあり正義がとおる学級、教室全体がいじめを許さない雰囲気学級の学級づくりに努め、児童一人一人が自己有用感をもち、互いのよさを認め、協力し合える人間関係と支持的風土のある学級経営に努める。

④授業における生徒指導 等

授業の中での学習規律を確立し、互いの考えをよく聞き、認め合い、学び合いのある授業を展開し、児童一人一人が学ぶ楽しさ、成就感を味わえる授業、自己肯定感のもてる授業を実践する。

⑤道徳や体験活動等の充実 等

道徳の時間を要として、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を尊重し合うことなどの道徳性を養うとともに、ボランティア活動や自然体験活動などを充実させ、豊かな体験活動を通して児童の内面に根ざした道徳性を育成する。

⑥児童会活動の充実 等

学級活動での「話し合い活動」の充実を通して、児童の自主的、実践的な態度を育成するとともに、各教科での学び合い活動の充実に結び付け、コミュニケーション能力の向上を図る。

⑦児童会活動の充実 等

児童会や委員会活動を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、児童たちでいじめについて考え、自己決定し行動できる行事を企画・運営する。

⑧学校行事の充実 等

児童が主体的に対話し、活動に取り組むとともに、互いに協力し、励まし合うことを通して、児童が自己有用感をもつことのできる学校行事を実施する。

⑨プロアクティブな生徒指導の取組等→別紙1参照

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師と児童の普段のかかわり

教師はいつも、児童の人間関係をきめ細かく観察し、小さなことも見逃さないようにする。また、児童が何でも話せるよりよい人間関係を築く。

②組織での検討

いじめにつながると思われる事案については、いじめ防止対策委員会を積極的に開催し、いじめを組織で認知し、組織で対応することを基本とする。いじめを教師ひとりで抱え込むことのないようにする。

③取手市いじめアンケートの実施

年間 11 回のアンケートを実施し、児童の人間関係や児童個々の悩み等の実態把握をする。

④教育相談の充実

児童との定期面談を毎月実施し、児童を友人関係や生活の状況を把握する。また、気になる児童がいるときは、積極的に声をかける。

⑤いじめの相談・通報窓口について

いじめられたり、いじめを見たりしたときは、すぐに担任や教師、親や友だち、スクールカウンセラーに相談をするように、日頃から児童に話をする。また、いじめ体罰解消サポートセンター等のへの相談窓口についても周知する。

⑥家庭及び地域との連携

自分の子どもや友だち関係で、気付いたことがあれば、すぐに学校に知らせてくれるように、学校便りや学級懇談会において協力を依頼する。また、地域の学校安全ボランティア会議等の際に地域の方々にも、登下校の児童の様子を観察し、連絡していただくようお願いする。

⑦関係諸機関との連携

所轄警察及び市子育て支援課と児童たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑧いじめ問題に対する研修の充実

いじめに関する事例研修や未然防止のための取組について、職員研修を充実させる。

⑨SNS やインターネット上の交流サイト等を通して行われるいじめに対する対策

携帯電話やネットの正しい活用について、外部講師を招聘し、講習会を実施する。取手市教育委員会作成パンフレット「携帯電話・スマートフォンを持たせる前に！持たせた後も！」を活用した指導を行う。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時） →別紙2参照

②いじめへの対応

- ・事実の確認、情報収集（関係児童との面談、周辺児童からの情報収集）
- ・いじめ防止対策委員会の開催
- ・援助指導（家庭に事実関係や指導の方針を伝え、理解と協力を得る）
- ・関係機関への協力依頼
- ・職員の共通理解
- ・継続指導
- ・対応の見直し
- ・即応的・継続的な支援

③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条に基づいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

→別紙2参照

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に活かす。

・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について

- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について
- ・児童の成長を促す支援に関する取組について

別紙 1

令和7年度 取手市立寺原学校 いじめ防止等に係る「プロアクティブな生徒指導」年間活動計画

学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
		運営委員会活動・委員会活動
四月 ・第1学期始業式 ・入学式 ・避難訓練① ・登校班会議 ・授業参観 ・二中地区合同引渡訓練（避難訓練②）	◆いじめ防止対策委員会1 ○校内生徒指導全体研修会1 ○「寺原小のきまり」の支援 ○取手市いじめアンケート1 ○配慮を要する児童共通理解	○寺原小のきまりについて考え、対話する（クラス・学年）
五月 ・交通安全教室 ・2年生校外学習 ・3年生校外学習	○配慮を要する児童共通理解 ◆いじめ防止対策委員会2 ○取手市いじめアンケート2 ○「寺原小のきまり」の支援	○あいさつ運動（運営委員会） ○寺原小のきまり、クラスの問題について対話する（クラス・学年）
六月 ・5年生宿泊学習 ・薬物乱用教室（6年）	◆いじめ防止対策委員会3 ○取手市いじめアンケート3	○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス） ○たてわり班の編制 ○たてわり班活動①（顔合わせ） ○寺原小のきまり、クラスの問題についての話し合い活動（クラス） ○いじめ防止川柳への取組
七月 ・学校集会 ・登校班会議 ・個人面談 ・職員救命救急講習 ・SNSに関する指導	◆いじめ防止対策委員会4 ○取手市いじめアンケート4 ○校内生徒指導全体研修会2 ○夏休みの生活指導 ○夏休みの巡回指導	○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス） ○寺原小のきまり、クラスの問題についての話し合い活動（クラス） ○たてわり班活動②
八月	○夏休みの巡回指導	○人権ポスターへの取組 ○人権メッセージへの取組
九月 ・学校集会 ・授業参観 ・6年生修学旅行	◆いじめ防止対策委員会5 ◆いじめ防止対策委員会6 ○夏休み後の生活指導 ○取手市いじめアンケート5	○寺原小のきまり、クラスの問題について対話する（クラス・学年） ○たてわり班活動③
十月 ・第1学期終了式 ・第2学期始業式 ・運動会 ・4年生校外学習	◆いじめ防止対策委員会7 ○取手市いじめアンケート6	○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス） ○きずな（人権）集会の準備（実行・掲示委員会） ○寺原小のきまりについての話し合い活動（クラス・学年）
十一月 ・避難訓練③ ・授業参観 ・ふれあいデー ・1年生校外学習 ・水泳学習 ・個人面談	◆いじめ防止対策委員会8 ○取手市いじめアンケート7 ○ルールメイキングに係る代表委員会（必要な場合）	○たてわり班活動④ ○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス） ○きずな（人権）集会の準備（実行・掲示委員会）
十二月 ・個人面談 ・水泳学習 ・学校集会 ・登校班会議 ・きずな（人権）集会	◆いじめ防止対策委員会9 ○取手市いじめアンケート8 ○冬休みの生活指導 ○改正ルールの周知（必要な場合）	○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス） ○きずな（人権）集会の実施（実行・掲示委員会） ○改正ルールの周知（掲示物の作成・運営委員会）（放送委員会）
一月 ・学校集会 ・学力診断テスト ・たてわり活動⑤ ・避難訓練④	◆いじめ防止対策委員会10 ○冬休み後の生活指導 ○取手市いじめアンケート9	○あいさつ運動（あいさつマスター） ○たてわり班活動⑤
二月 ・授業参観 ・性教育講演会（いのちの授業）	◆いじめ防止対策委員会11 ○取手市いじめアンケート10	○あいさつ運動（あいさつマスター）
三月 ・6年生を送る会 ・登校班会議 ・卒業式 ・修了式	◆いじめ防止対策委員会12 ○取手市いじめアンケート11 ○春休みの生活指導 ◆いじめ調査まとめ（市提出）	○あいさつ運動（運営委員会、担当クラス）